

石川県公報

平成 22 年 8 月 31 日
第 1 2 3 1 8 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課) 1	広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定	(都市計画課) 3
保安林の指定予定	(森林管理課) 1	広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定の一部	(同) 5
公有水面埋立ての免許の出願	(水産課) 2	改正	(同) 5
県道の区域の変更	(道路整備課) 3	入札公告	(警察本部) 6
県道の供用の開始	(同) 3		

告 示

石川県告示第338号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域	日 時	場 所
羽咋市全域	10月5日(火) (午前10時から午後3時まで)	羽 咋 市 役 所
穴水町全域	10月7日(木) (午前10時30分から午後3時まで)	穴 水 町 役 場
能登町のうち柳田地域	10月12日(火) (午前10時30分から正午まで)	柳 田 体 育 館
能登町のうち内浦地域	10月12日(火) (午後1時30分から午後3時まで)	内 浦 福 祉 セ ン タ ー
能登町のうち能都地域	10月13日(水) (午前11時から午後3時まで)	能 登 町 役 場

石川県告示第339号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
鹿島郡中能登町曾祢又14、15
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第340号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成22年8月31日から同年9月21日まで石川県農林水産部水産課及び石川県七尾港湾事務所において縦覧に供する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 出願年月日

平成22年8月5日

2 出願者の名称

七尾市

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

石川県七尾市中島町深浦ヨ之部47番2、同53番2、同54番2及び同54番5に接する道路である国有地並びに同116番2及び同117番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位(D.L.+0.55メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 七尾市中島町田岸、三等三角点(北緯37度09分30秒、東経136度52分41秒)から180度56分58秒2,313.28メートルの地点

の地点 の地点から 31度31分31秒 11.41メートルの地点

の地点 の地点から 301度32分08秒 1.77メートルの地点

の地点 の地点から 301度31分26秒 9.97メートルの地点

の地点 の地点から 306度32分43秒 9.18メートルの地点

の地点 の地点から 316度05分24秒 9.18メートルの地点

の地点 の地点から 325度38分18秒 9.18メートルの地点

の地点 の地点から 335度11分23秒 5.25メートルの地点

ウ 面積

291.03平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

石川県七尾市中島町深浦ヨ之部47番2、同48番1、同48番2、同49番1、同49番2、同52番1、同52番2、同52番4、同53番2、同54番2、同54番4、同54番5、同55番1、同55番3、同55番4、同56番2、同57番3、同58番1、同58番5、同110番、同111番、同116番1、同116番2、同117番1及び同117番3の地内並びに同47番甲から同50番甲、同51番、同53番2、同47番2、同54番2を経て同54番5に至る間に接する道路である国有地の地内並びに同111番に接する水路である国有地の地内並びに同48番1、同110番、同111番、同53番2から同47番2、同54番2を経て同54番5に至る間に接する道路である国有地、同116番2及び同117番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 七尾市中島町田岸、三等三角点(北緯37度09分30秒、東経136度52分41秒)から180度10分10秒
2,357.48メートルの地点

②の地点 ①の地点から 31度31分26秒 82.94メートルの地点

③の地点 ②の地点から 301度31分39秒 59.55メートルの地点

④の地点 ③の地点から 306度31分48秒 3.23メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 325度38分25秒 67.53メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 228度06分35秒 48.83メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 147度53分55秒 21.56メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 163度44分00秒 28.46メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 162度15分42秒 19.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 137度26分45秒 17.61メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 132度37分57秒 22.16メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 140度33分48秒 37.21メートルの地点

ウ 面積

8,931.12平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

石川県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成22年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
野々市西金沢停車場線	金沢市西金沢一丁目98番2地先から 金沢市西金沢一丁目88番3地先まで	旧	4.20~7.00 202.4	県央土木総合事務所維持管理課
	同上及び 金沢市西金沢一丁目98番2地先から 金沢市西金沢一丁目88番3地先まで	新	同上及び 4.00~8.80 209.6	
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱六14番1地先から 輪島市門前町二又川壱 3番2地先まで	旧	8.60~18.00 166.6	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	12.70~63.80 160.0	

石川県告示第342号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成22年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱六14番1地先から 輪島市門前町二又川壱 3番2地先まで	平成22年8月31日	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第343号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。)別表第1の第12号及び第13号の規定

により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、公表の日から施行する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区域(道路境界線から)	左欄の区域に係る いしかわ景観総合 条例施行規則(平 成20年石川県規則 第38号)第26条各 号に掲げる禁止地 域の区分
輪島市道道下深見線	輪島市門前町鹿磯18字2番地先から同町深見11字14番地先まで	海側汀線まで	第一種禁止地域
県道鹿磯港道下線	輪島市門前町鹿磯18字2番地先から同町道下に字42番1地先まで	〃	〃
県道輪島浦上線	輪島市光浦町49字12番1地先から同市上大沢町6番1地先まで	〃	〃
一般国道249号	七尾市中島町外へ29番4地先から鳳珠郡穴水町字志ヶ浦ル之部107番1地先まで	〃	〃
〃	鳳珠郡穴水町字中居口之部4番1地先から同町比良い之部1番地先まで	〃	〃
県道能都穴水線	鳳珠郡能登町字鶴川21字41番1地先から同郡穴水町字比良ユ之部47番2地先まで	〃	〃
一般国道249号	鳳珠郡能登町字鶴川21字45番2地先から同町字藤波18字64番1地先まで	〃	〃
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字羽根1字6番4地先から同町字真脇47字6番1地先まで	〃	〃
県道大谷狼煙飯田線	珠洲市狼煙町へ部83地先から同市正院町川尻12部108番2地先まで	〃	〃
一般国道249号	珠洲市宝立町金峰寺末字17番1地先から同町鶴飼2字65番3地先まで	両側100メートル以内	〃
〃	珠洲市宝立町鶴飼2字65番3地先から同市上戸町北方5字163番28地先まで	海岸汀線まで	〃
珠洲市道676号線	珠洲市宝立町鶴飼2部14番1地先から鶴飼大橋まで	〃	〃
七尾市道と倉2号線	七尾市奥原町四3番1地先から同町下368番地先まで	〃	〃
農道奥原39号線	七尾市奥原町下368番地先から同町下265番1地先まで	〃	〃
農道舟尾60号線	七尾市舟尾町東82番地先から同町西44番地先まで	〃	〃
七尾市道舟尾18号線	七尾市舟尾町西44番地先から同町西53番地先まで	〃	〃
農道川尻23号線	七尾市舟尾町西53番地先から同市白浜町4番1地先まで	〃	〃
七尾市道白浜1号線	七尾市白浜町4番1地先から同町162番1地先まで	〃	〃
農道白浜38号線	七尾市白浜町162番1地先から同町348番1地先まで	〃	〃

七尾市道白浜1号線	七尾市白浜町348番1地先から同町318番地先まで	〃	〃
農道白浜39号線	七尾市白浜町318番地先から同市中島町塩津△134番1地先まで	〃	〃
七尾市道塩津海岸線	七尾市中島町塩津△134番1地先から同町塩津△35番3地先まで	〃	〃
農道七尾西湾農道	七尾市中島町塩津△35番3地先から同町塩津22番20地先まで	〃	〃
七尾市道柳浦木崎線	七尾市中島町塩津22番20地先から同町笠師南113番地先まで	〃	〃
農道湾岸笠師岩崎線	七尾市中島町笠師南113番地先から同町笠師下149番1地先まで	〃	〃
七尾市道下笠師筆染線	七尾市中島町笠師下149番1地先から同町笠師下171番1地先まで	〃	〃
農道湾岸笠師岩崎線	七尾市中島町笠師下171番1地先から同町中島拓8地先まで	〃	〃
農道中島52号線	七尾市中島町中島拓8地先から同町瀬嵐耕耜22番地先まで	〃	〃
県道庵鷯浦大田新線	七尾市大野木町二72番地先から同市鷯浦町52部47番1地先まで	〃	〃
七尾市道崎山8号線	七尾市鷯浦町52部47番1地先から同町9部3番地先まで	〃	〃
七尾市道崎山2号線	七尾市鷯浦町9部3番地先から同町7部18番地先まで	〃	〃
県道庵鷯浦大田新線	七尾市三室町は部66番地先から同市大田町参6番1地先まで	〃	〃
一般国道160号	七尾市庵町ノ45番4地先から富山県との境界まで	〃	〃
県道深谷中浜線	羽咋郡志賀町深谷ツ3番1地先から同町給分甲之部106番地先まで	〃	〃
一般国道157号	白山市瀬戸午之部77番1地先から同市桑島四号99番4地先まで	両側100メートル以内	〃
〃	白山市白峰二号字久保向11番1地先から福井県との境界まで	〃	〃
県道寺畠小松線	小松市上八里町へ142番1地先から能美市小杉町八133番4地先まで	〃	第二種禁止地域
県道串加賀線	小松市村松町91番2地先から加賀市中島町一62番地先まで	〃	〃
県道荒木田原町線	加賀市河南町114番2地先から同市曾宇町ワ1番16地先まで	〃	〃

石川県告示第344号

広告物の表示等を禁止する区間及び区域（平成20年石川県告示第682号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の(3)の表中

「	珠洲市道56-1(珠洲道路)	珠洲市宝立町金峰寺末字17番1地先から同市上戸町南方レ字7番2地先まで	”	及び
	県道若山上戸線(珠洲道路)	珠洲市上戸町南方レ字7番2地先から同町南方ち字12番1地先まで	”	
	珠洲市道56-1(珠洲道路)	珠洲市上戸町南方ち字12番1地先から同町寺社8字64番1地先まで	”	
」				
「	七尾市道崎山1号線	全区間	”	を削る。
」				

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成22年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
安全・安心「いしかわ」パトロール事業委託
- (2) 業務内容
入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 委託期間
平成22年10月1日から同年12月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成22年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の石川県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができる者であること。
- (6) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成22年8月31日(火)から同年9月8日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部警務部会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成22年9月10日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部警務部会計課

電話 076-225-0110

(2) 交付期間

平成22年8月31日(火)から同年9月8日(水)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成22年9月13日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年9月13日(月)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

